

令和5年度(2023年度)

熊本市勤労青少年ホーム運営委員会

議事資料

令和5年(2023年)11月 書面審議

運営委員会 議事資料 目次

熊本市勤労青少年ホーム運営委員会委員名簿	1
熊本市勤労青少年ホームの概要	2～3
勤労青少年ホームの事業一覧	4～6
勤労青少年ホーム 利用状況等	7
過去5年間の主要講座の推移	8
運営の課題と今後の方針について	9～10
〈参考資料〉	
1) 熊本市勤労青少年ホーム条例等関係法令	11～12
2) 熊本市勤労青少年ホーム施設概要図	13

熊本市勤労青少年ホーム運営委員会委員名簿

※順不同

氏名	所属団体名・役職名
とくなが ひろし 徳永 洋	熊本学園大学招聘教授
いしはら かつゆき 石原 勝幸	熊本公共職業安定所職業相談部長
かわた あきひと 川田 晃仁	熊本商工会議所総務部次長兼総務企画課長
おがた ともやす 緒方 伴泰	熊本市北部商工会青年部部長
た き 田木 さとこ	キャリアコンサルティング・ハラスメント防止アドバイザー
わたなべ きみこ 渡邊 貴美子	元熊本市勤労青少年ホームフラダンスサークル講師
うえだ まゆみ 上田 真由美	熊本市勤労青少年ホーム講座生代表

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

熊本市勤労青少年ホームの概要

- 建設年度 平成2年度(旧北部町)
- 面積
- ・土地 2,519.59m²(駐車スペース48台)
 - ・建物(延床面積) 756.50m²
- 開館時間 午前9時～午後9時(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時(土曜日)
- 休館日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月4日)
- 利用者等
- (1) 青少年(15歳～45歳)
- ・使用料 免除
 - ・利用手続 申請により、「熊本市勤労青少年ホーム利用証」の交付を受ける。(年度更新)
 - ・利用時間 午前9時～午後9時(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時(土曜日)
- (2) 上記(1)以外(公民館、一般貸館)
- ・使用料 3ページ参照
 - ・利用手続 「熊本市勤労青少年ホーム使用許可申請書」を提出し、使用料を納入する。
使用希望日の属する月の1ヶ月前より申請可能。
 - ・利用時間 午前9時～午後5時(平日・土曜)

【勤労青少年ホーム使用料】

部屋名称	使用区分	使用料(円)	冷暖房使用料(円)
音楽室	午前	900	150
	午後	1,000	150
講習室 談話室 集会室 茶室	午前	400	100
	午後	500	100
調理実習室	午前	1,500	150
	午後	1,700	150
体育室	午前	2,000	照明使用料 200円/時間
	午後	2,500	

※午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00

・公民館の講座利用及び一般貸館については、上記使用料を支払う。

(公民館講座)

英会話、絵手紙、着物着付け、茶道裏千家、フラダンス、カラオケ、童謡・愛唱歌、琴教室、健康太極拳、健康卓球、日本舞踊、ふれあいダンススポーツ等

(一般貸館)

公民館講座が月2回までの開催のため、それ以上活動する場合は一般貸館として取り扱っている。(公民館講座の2回に加え、プラス3回の一般貸館での利用が可能)。一般貸館の大部分は、公民館講座の枠外利用が占めている。

○青少年のサークル活動

15歳～45歳のスポーツ、レクリエーション、趣味、教養などの活動は、『サークル活動』として使用料免除。

原則、夜間もしくは土曜日に開催

(サークル名)

バドミントン、フラダンス、実用書道、、茶道裏千家、華道池坊、フラワーアレンジメント

令和3年度 勤労青少年ホームの事業一覧

スポーツ系

文化系

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

主催講座	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績
	パワーヨガ I	7月～1月	1回	Excel基礎講座	4月	中止
	ピラティス	8月～11月	中止	着物着付け	5月～6月	中止
	リンパケア体操1	5月～6月	中止	季節のフラワーアレンジ	6月	中止
	ZUMBA!	5月～6月	中止	Word入門	9月～10月	中止
	ボディ・メイク・レッスン	7月～8月	1回	やさしいいけばな(池坊)	10月～12月	中止
	リンパケア体操2	8月～9月	中止	着物着付け2	11月～12月	中止
	ボディ・メイク・レッスン2	9月～10月	中止	クリスマスのフラワーアレンジ	11月	中止
	ピラティス2	9月～11月	中止	お正月を彩るフラワーアレンジ	12月	中止
	こつぱん体操	10月～11月	中止	デジカメ編集講座	11月～12月	中止
	ZUMBA2	10月～11月	中止	自己分析	3月	中止
	パワーヨガ2	10月～2月	中止			
	ZUMBA GOLD	12月～2月	中止			
	ピラティス	12月～3月	中止			
	ボディ・メイク・レッスン2	1月～2月	中止			
ZUMBA3	1～2月	中止				

サークル活動	フラダンス	4月～3月	5回	書道	4月～3月	4回
	バドミントン	4月～3月	休止	華道池坊	4月～3月	1回
				茶道裏千家	4月～3月	2回
				フラワーアレンジメント	4月～3月	休止

業相談	勤労者のための職業相談	4月から3月 第2・4木曜日	6回	

※ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、4月下旬～6月末、8～9月は休館、主催講座は令和4年3月まで中止

令和4年度 勤労青少年ホームの事業一覧

スポーツ系

文化系

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

主催講座	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績・予定	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績
	ピラティス1	5月～6月	7回	※ コロナ禍により中止		
	ボディ・メイク・レッスン1	6月	4回			
	リラックスヨガ1	6月～8月	6回			
	リラックスヨガ2	9月～11月	5回			
	リンパケア体操1	5月～6月	4回			
	リンパケア体操2	9月～10月	4回			
	いきいきウオーキング	10月～11月	4回			
	ピラティス2	10月～11月	8回			
	リラックスヨガ3	1月～3月	5回			
	ZUMBA GOLD	1月～2月	7回			

サークル活動	フラダンス	4月～3月	18回	書道	4月～3月	13回
				茶道裏千家	4月～3月	12回

業相談	勤労者のための職業相談	4月から 第2土曜日 ・第4木曜日	5回			
-----	-------------	-------------------------	----	--	--	--

※ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、講座を減数して実施。

令和5年度 勤労青少年ホームの事業一覧

スポーツ系

文化系

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

主催講座	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績・予定	講座名	開催(予定)時期	9月までの実績
	ZUMBA GOLD 1	5月～6月	8回	ゆかた着付け	6月～7月	4回
	リラックスヨガ1	6月～8月	6回	着物着付け	11月～12月	6回
	リラックスヨガ2	9月～11月	6回			
	リンパケア体操1	5月～6月	4回			
	リンパケア体操2	9月～10月	4回			
	ピラティス	10月～11月	7回			
	リラックスヨガ3	1月～3月	6回			
	ZUMBA GOLD 2	1月～3月	8回			

サークル活動				書道	4月～3月	12回
				茶道裏千家	4月～3月	6回

業相談	勤労者のための職業相談	第2・第4木曜日	1回			
-----	-------------	----------	----	--	--	--

※引き続き、新型コロナウイルスの状況を確認しながら、講座数はR4の状況を参考にして実施。

■勤労青少年ホーム 利用状況等

(色付きはR5年度に実施された主なもの)

R5.9.30現在

区分	会館主催講座	勤労者のための職業相談	サークル活動	一般貸館	公民館自主講座
期間	各講座1～3月程度	通年（2回/月）	通年	通年	通年・2回/月
利用年齢	20歳以上	15歳～45歳	15歳～45歳	高校生以下は両親とそれ以上はどなたでも	公民館による
利用料金	無料	無料	無料	有料	有料
利用目的	青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る	生活、職業、健康等に関する相談及び指導	15歳～45歳の方のスポーツ・レクリエーション、趣味活動を支援する	公民館主催講座の枠外使用（追加は3回まで）	公民館自主講座の追加活動
利用室	各室	音楽室	各室	各室	各室
主な活動内容	リラックスヨガ1	再就職、転職等相談	実用書道	健康卓球	健康卓球
	リラックスヨガ2		フラダンス	革工芸	日本舞踊
	リンパケア体操1		茶道裏千家	3B体操	絵手紙
	リンパケア体操2			ペン習字	着物着付け
	ZUMBA GOLD 1			レクダンス	茶道裏千家
	ゆかた着付け			ヨーガ	ヨーガ
				鍵盤ハーモニカ合奏	カラオケ
				調理	童謡・愛唱歌
			フラダンス	琴教室	
備考	令和2～3年度は新型コロナウイルスにより中止			夜は使用不可	夜は使用不可

過去5年間の主要講座の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
講座数	23	0	2	10	6
1	ZUMBA GOLD	新型コロナウイルス感染防止のため中止	パワーヨガ	リラックスヨガ1	ZUMBA GOLD 1
2	ZUMBA3!		ボディ・メイク・レッスン	リラックスヨガ2	リラックスヨガ1
3	ZUMBA!		新型コロナウイルス感染防止のため中止	リンパケア体操1	リラックスヨガ2
4	ピラティス1			リンパケア体操2	リンパケア体操1
5	ZUMBA2!			ピラティス1	リンパケア体操2
6	リンパケア体操1			ボディ・メイク・レッスン	ゆかた着付け
7	パワーヨガ1			いきいきウォーキング	新型コロナウイルス感染防止のため減数
8	ボディ・メイク・レッスン3			ピラティス2	
9	パワーヨガ2			リラックスヨガ3	
10	ピラティス			ZUMBA GOLD	
11	ボディ・メイク・レッスン2				
12	ピラティス2				
13	ボディ・メイク・レッスン				
14	リンパケア体操2				
15	着物着つけ				
16	クリスマスのフラワーアレンジ				
17	こつぱん体操				
18	Excel基礎講座				
19	やさしいいけばな (池坊)				
20	お正月のフラワーアレンジ				
21	デジカメ編集				
22	Word入門				
23	季節のフラワーアレンジ				
24					
25					

運営の課題と今後の方針について

【課題1】青少年の利用の減少

主催講座やサークルの利用者が減少傾向にある。

→ 最近10年間で、約2,300人の減少

(要因)

○青少年を取り巻く環境(時代背景)の変化

・青少年人口の減少

総人口に占める青少年(15~34歳)の割合

(熊本市の人口統計表より)

2000年4月 28.2% 2010年4月 23.8%

2023年4月 20.2%

・都市化・核家族化の進展

・情報化社会の進展(SNSの普及)

○民間のカルチャーセンターや娯楽施設等の増加

○勤労青少年ホームの認知度不足

・利用者が比較的固定しており、新規利用者が少ない。



【今後の方針】広報の強化と講座内容の見直し

多くの方に利用してもらえるよう情報発信に努める。

また、利用者のニーズを十分把握し、主催講座の内容を検証する。

○勤労青少年ホームの事業の積極的発信

・ホームページ、SNS、市政だより等多様な媒体を活用し、これまで以上に事業内容や魅力を積極的に発信すると同時に、関係機関への協力依頼する。

(統計資料11ページ以降を参照)

○過去のアンケート調査等により要望のあった講座の開催

アロマセラピー、英会話、お菓子づくり、ペン習字、メイクレッスン等

・サークル活動の活性化

・ホームページ等によるサークル活動の紹介や加入案内をより強化する。

・主催講座の開催時に、講座生へサークル活動を紹介するなど、加入案内を積極的に行う。

○企業のニーズに合った研修の開催

【課題2】利用者ニーズとのミスマッチ

特定の主催講座への偏りが見られる。

○スポーツ系講座への受講生の集中

- ・スポーツ系講座には、募集定員を上回る講座生が集まるが、文化系講座は定員割れの状態が続いている。

<スポーツ系>

ZUMBA、ピラティス、リラクスヨガ、
リンパケア体操等

<文化系>

ゆかた・着物着付け



【今後の方針】文化系講座の充実強化

○魅力ある文化系講座の開設

- ・青少年の興味をひくカルチャーや流行を反映した主催講座の開設を検討する。
プログラミング、デザイン、画像編集、SNS、
ペットの飼い方講座等

○講座生の費用負担の軽減

- ・少しでも負担を軽減できるようなメニュー
やカリキュラムを検討する。

【課題3】青少年の自立支援

「勤労青少年福祉法」が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められたことにより、当青少年ホームとしても、青少年のキャリアアップや自立支援についての取り組みを推進することとしている。



【今後の方針】職業情報の提供等

○職業情報コーナーの設置

- ・館内の「ハローワーク情報コーナー」に、職業相談や就職説明会等のポスターを掲示する。

○職業相談の開催

- ・利用が低迷しており、電子媒体にて引き続き広報活動を実施していく。

熊本市勤労青少年ホーム条例(抜粋)

(設置)
第1条 市は、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するため、熊本市勤労青少年ホーム(以下「青少年ホーム」という。)を設置する。

(事業)
第3条 青少年ホームは、勤労青少年を対象とした事業等で次に掲げるものを行なう。
(1) 生活、職業、健康等に関する相談及び指導
(2) グループ活動の推進及び指導
(3) 保健、体育及びレクリエーション活動の推進並びに指導
(4) 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会その他各種講座の開催
(5) 映画、演劇、音楽会等の開催
(6) 前号に定めるもののほか、市長が勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与すると認める事業
(7) その他市長が必要と認める事業

(運営委員会)
第17条 青少年ホームの運営について調査審議するため、熊本市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会の組織及び運営に関し必要事項は、規則で定める。

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則(抜粋)

(委員会の職務)
第12条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
(1) 青少年ホームの運営方針に関すること。
(2) 青少年ホームの利用の普及に関すること。
(3) その他市長が認めたこと。

(委員長及び副委員長)
第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(会議)
第14条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第15条 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって委員会の会議に代えることができる。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(要旨)

平成27年9月18日公布

- (1) 「勤労青少年福祉法」の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- (2) この法律の目的として、青少年について、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることによって、その雇用の促進、キャリア形成等を図ることを通じて、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにすること、さらに、青少年の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与することを定めるものであること。

・・・中略・・・

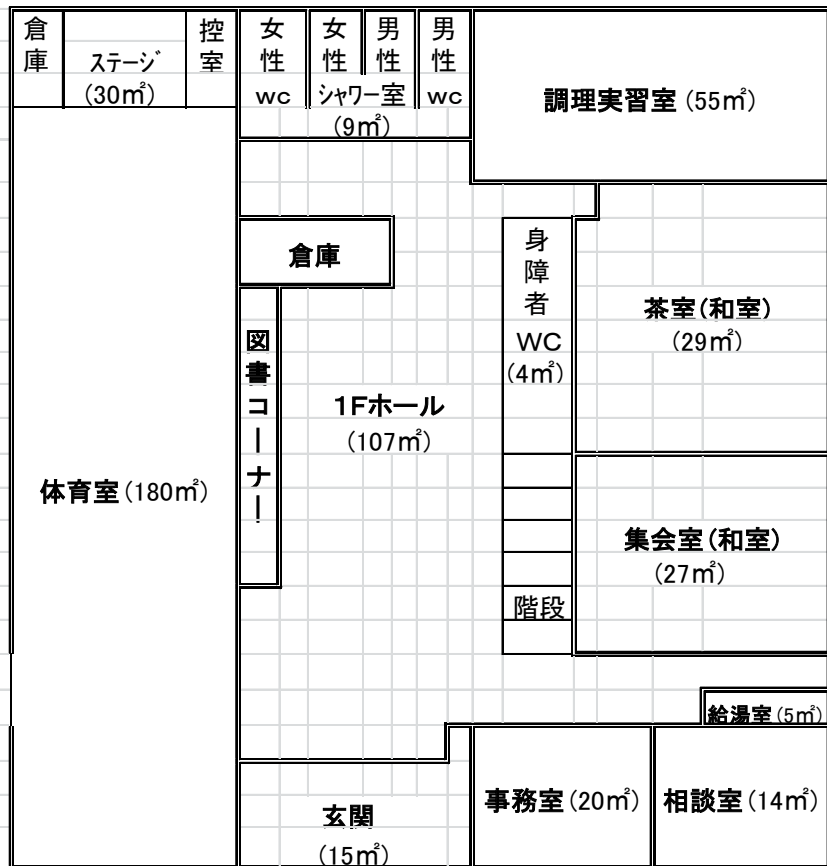
青少年を巡る雇用情勢や青少年雇用対策の現状を踏まえ、青少年はおおむね35歳未満の者とする。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね45歳未満の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

(法改正に伴う勤労青少年ホームの位置付けについて)

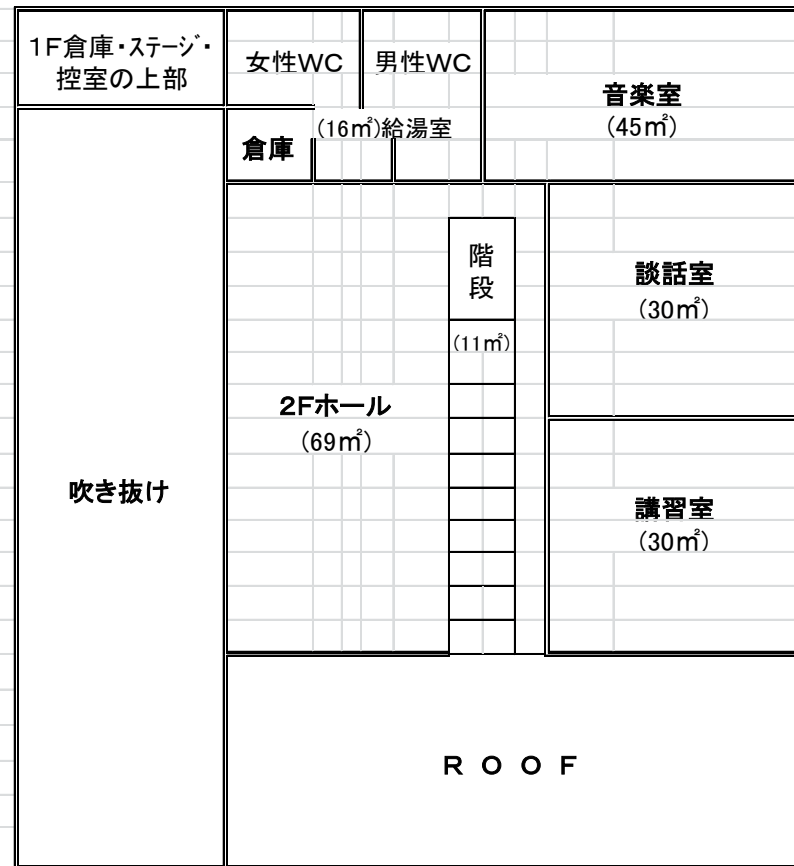
法改正に伴い、(旧法)勤労青少年福祉法第15条にある「地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。」との規定は、(新法)青少年の雇用の促進等に関する法律では削除された。

なお、新法においても、地域の実情に応じて、勤労青少年ホームの設置が妨げられるものではないとされ、熊本市では、「熊本市勤労青少年ホーム条例」が設置根拠となっている。

熊本市勤労青少年ホーム(施設概要図)



1階



2階